

2011年5月10日

社団法人全国解体工事業団体連合会

会長 高山 眞幸 殿

東日本大震災復興における、がれき撤去作業者の アスベスト粉じん対策に関する緊急提言

特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター 代表理事 平野敏夫
石綿対策全国連絡会議 事務局長 古谷杉郎
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 代表 名取雄司
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F
Tel : 03-5627-6007 Fax : 03-3683-9766
e-mail : info@asbestos-center.jp
HP : <http://www.asbestos-center.jp/>

記

震災後行われた現地調査（仙台、南三陸、陸前高田、大船渡、釜石、大槌）に基づき、東日本大震災復興事業に伴い、倒壊、破壊された建造物、アスベスト含有建材等から発生するアスベスト粉じんに関し、がれき撤去作業者に以下のように提言します。

震災による被災地のアスベスト粉じんの発生については、以下の種類の対策が求められます。

- ① 津波被害に遭わなかった市街地の対策
- ② 津波被害に遭い、建物が倒壊した地域のがれき類の撤去作業時の対策
- ③ 津波被害地区のがれき類が廃棄物仮置き場に集められる作業時の粉じん対策
- ④ 廃棄物仮置き場から長期間、日常的に発生する粉じん対策
- ⑤ 廃棄物仮置き場から最終処分場へ搬出される時期の粉じん対策

以下、それぞれの時期に対応する具体的対策を示します。

- ① については、囲い込み、封じ込めされた飛散性の高い吹き付けアスベストが震災によって環境中に粉じんを放出する状態に露出、崩落していること

が観測されています。がれき撤去作業者においては、石綿障害予防規則で求められる防護服、強制吸気装置付きの全面マスクの着用が求められます。

- ② 津波被害により倒壊した建物の撤去に際し、散乱した建材中には大量のアスベスト含有建材が確認されています。また、鉄骨には大量の吹き付け材が各地で見られ、アスベスト含有かどうかについては適切な分析が行われないうちに撤去作業が始まっています。このことから、吹き付け材についてはアスベスト含有とみなし、散水による吹き付け材の湿潤化とともに、がれき撤去作業者においては、石綿障害予防規則で求められる防護服、強制吸気装置付きの全面マスクの着用が求められます。
- ③、④、⑤については、がれき撤去作業により、廃棄物仮置き場に収集され、仮置き場から産業廃棄物処分場へ再搬出される際に、がれき撤去作業者においては、石綿障害予防規則で求められる防護服、強制吸気装置付きの全面マスクの着用が求められます。

以上の対策の徹底について、緊急提言します。

以上